

宝達志水町松くい虫防除薬剤散布事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、松くい虫被害のまん延防止のため、松くい虫防除薬剤散布事業（以下「事業」という。）を実施するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、宝達志水町補助金等交付規則（平成17年宝達志水町規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となるものは、次の各号のいずれかに該当する松が存する土地を所有し、又は管理している個人及び団体（以下「所有者等」という。）とする。ただし、所有者等に町税及び公共料金の滞納があるときは、補助金の交付対象としない。

- (1) 宝達志水町森林整備計画に定める指定松林区域外の土地の松
- (2) 松くい虫被害のまん延防止のために町長が必要と認めたもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、前条各号のいずれかに該当する松に対し、所有者等が自ら実施し、又は委託して実施する事業とする。

2 薬剤散布は無人航空機を使用した地上散布とする。

(補助対象事業費及び補助金額)

第4条 補助対象事業費は、1事業に要する経費とする。

2 補助金額は、補助対象事業費に25パーセントを乗じて得た額とし、125万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び交付決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、宝達志水町松くい虫防除薬剤散布事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業を実施した箇所の位置図
- (2) 事業を実施した箇所の松の着工前の現況写真
- (3) 補助対象事業費が分かる見積書等
- (4) 所有者以外が申請する場合には、事業の実施に対する所有者の同意書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、宝達志水町松くい虫防除薬剤散布事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告書及び確定通知書）

第6条 事業が完了した場合は、宝達志水町松くい虫防除薬剤散布事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業を実施した箇所の位置図
- (2) 薬品使用前の本数の写真及び使用後の本数の写真並びに事業実施時の薬剤散布の写真
- (3) 補助対象事業費に係る領収書の写し及び内訳書等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請を審査し、補助金の交付が確定したときは、宝達志水町松くい虫防除薬剤散布事業補助金確定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第7条 前条の通知を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、宝達志水町松くい虫防除薬剤散布事業補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第8条 事業を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときには、第5条第1項の規定による申請をした者がその賠償額を負担する。

（関係書類の整備）

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る関係書類を整備し、補助対象事業を実施した年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 補助金の交付を受けた者は、後に虚偽の報告又は不正が認められるときは、補助金額の全部又は一部を町長に返還しなければならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金を交付することについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年3月1日から施行する。